公立八鹿病院の産婦人科医の確保を求める意見書

公立八鹿病院は、公立豊岡病院とともに但馬地域において地域医療を担う中核病院である。多くの診療科とともに医療教育施設及び介護・福祉施設を併設し、地域に住む市町民の命と健康を守っている。但馬二次医療圏には国立・県立病院がないことから、３市２町の自治体が組合病院等を設立し運営することで、地域医療を維持しているのが現状である。

現在、公立八鹿病院は、産婦人科医１名の退職により 12 月から分娩休止の事態に陥っており、今後の出産は公立豊岡病院但馬こうのとり周産期医療センター等へ紹介している。

公立八鹿病院では、院内助産制度を県下で早期に導入するなど、但馬西南地域の分娩体制の維持に尽くしてきた。また、構成市町と連携のもと充実した産前・産後ケアを行うなど、圏域の妊産婦から高い評価と信頼を得ており、県内における周産期医療の一端を担ってきた。

そのような努力をもってしても、病院と構成市町の取組だけで分娩施設を維持していくのは困難な状況にある。

但馬地域においては、公立豊岡病院まで１時間以上要する地域もあり、冬季の積雪時にはさらにその範囲が拡大することとなる。兵庫県面積の４分の１を占める広大な圏域の特性から、緊急時に近距離で分娩可能な医療施設の必要性は明白である。

過疎化と高齢化が進む当地域において、少子化対策や若者定住には、安心して出産できる環境が必要であり、分娩再開のため公立八鹿病院に産婦人科医の確保が不可欠である。

地方創生の実現のために、兵庫県は但馬西南地域における分娩体制の維持に対し、下記の事項を講じるよう強く要望する。

記

公立八鹿病院の分娩再開のため、産婦人科医の確保に向けた緊急措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和４年 12 月 26 日

兵庫県養父市議会

兵庫県知事　様